資料４－１

第５章　介護予防と包括的支援事業の強化

3　包括的支援事業の推進～地域支援事業～

（5）任意事業

⑤介護給付等適正化事業

事業・取組の名称	介護給付等適正化事業
対　　象　　者	要介護認定申請者、介護サービス利用者、介護サービス事業者
事　業　概　要	国の示す「介護給付適正化の計画策定に関する指針」、県の「市町介護保険事業計画策定に係る県基本指針」において、主要５事業が３事業に再編されることを踏まえ、主要３事業である①要介護認定の適正化②ケアプラン等の点検③医療情報との突合・縦覧点検に取り組みます。

表　ケアプラン点検実施数の実績

	単位	2024 年度	2025 年度	2026 年度[見込]
点検事業所数	箇所	46	52	51
点検介護支援専門員数	人	106	117	120
点検ケアプラン数	件	284	256	270

ア　第９期計画の取組状況・実績

○　持続可能な介護保険制度とするために、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのため、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適切な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図りました。

○　第９期計画では「第６期介護給付適正化計画」を作成し、要介護認定の適正化のため認定調査に関して管理者兼要介護認定調査員を配置しました。また、給付データに基づくケアプラン点検の実施等を行いました。

イ　第９期計画の評価・課題

○　要介護認定については、遠方の外部委託を除き市の職員である認定調査員が調査を実施し、また全件の調査票を点検し審査判定の平準化に取り組みました。

ウ　第 10 期計画の取組の方向性

○　「第７期介護給付適正化計画書」を作成します。

○　要介護認定の適正化では、引き続き市の調査員による調査及び点検を実施します。